

見逃しません

税金・保険料の

滞納

12月は「滞納整理強化月間」です。愛媛県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は丸一となり、地方税の滞納をなくすために、差押えを中心とした滞納整理活動を強化します。



町税は、社会保障、教育、道路整備などの事業を進めるための大切な財源です。

差

押えまでの流れ

①滞納発生



②督促状の送付



③催告書の送付



④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。



⑤財産差押え

法律で、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差押えなければならないと定められています。

しかし町では、何らかの事情で納付できなかった場合を考えて③の手順を設け、早めの納付を促しています。それでも納付または連絡や相談がない場合は、期限内に納付した人との公平を保つため、滞納者の財産を差押えます。

平成 25 年度 町での差押え件数（税金・保険料）

預貯金	61 件
保険	60 件
給与・年金	54 件
その他（不動産など）	37 件
合計	212 件



滞

納しないために

◎納税で困っている人は早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに税務課管理収納係（☎ 985-4109）へご相談ください。

◎保険料の納付についても早めに相談を

地方税の滞納整理月間に合わせて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理も強化します。納付が難しい人は、早めに保険課保険料係（☎ 985-4227）へご相談ください。

◎税金などの支払いは、便利な口座振替で

納め忘れを心配せず確実に納付できます。詳しくは税務課、保険課へお問い合わせください。

松前町の財政事情

平成26年度上半期の予算執行状況

平成26年度上半期（4月1日～9月30日）の予算執行状況をお知らせします。

一般会計予算総額は、9月末で96億6815万円6千円（前年度に比べ4億2422万6千円増〔4.6％〕です。

●予算執行状況

一般会計の予算執行状況は、収入額が46億5452万7千円で、予算額に対する割合が48.1％、支出額が43億7313万1千円で、予算額に対する割合は45.2％となっています。

特別会計、水道事業会計は、下表の通りです。

●地方債の現在高

地方債などの現在高は、一般会計が103億5364万8千円、上水道事業会計が29億2916万5千円、公共下水道特別会計が49億1695万5千円となっています。

●財政課財政係

☎985―4101

国民年金

忘れずに届け出をしましょう

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。また、加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも届け出が必要です。届け出をしないと受給額が減額されたり受給資格に満たなくなったりすることがありますので、必ず届け出をしましょう。

支払いを口座振替にしたい人は、預金通帳と届け出印も持参してください。

●町民課住民係

☎985―4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925―5175

届け出が必要なとき	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金、共済年金加入者除く)	印鑑 学生証（学生納付特例申請の場合）
退職したとき (厚生年金、共済年金加入者)	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	印鑑、年金手帳、健康保険資格喪失証明書

ひまわりバスにサンタがやってきます

ひまわりバスにサンタクロースが乗車します。
子どもたちや高齢者に役立つ交通安全グッズをプレゼント！この機会にぜひ、ひまわりバスをご利用ください。

▼日時 12月25日（木）4便（役場前11時発）、7便（役場前15時発）

●町民課コミュニティ係

☎985―4228



（単位：千円、％）

■特別会計

区 分	予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	3,488,606	1,552,487	44.5	1,429,514	41.0
後期高齢者医療	391,481	161,837	41.3	143,734	36.7
介護保険	2,704,287	1,196,189	44.2	1,074,192	39.7
公共下水道事業	574,169	285,756	49.8	251,474	43.8

（単位：千円、％）

■水道事業会計（企業会計）

区 分	収入予算額	支出予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
収益的収支	385,215	444,494	168,805	43.8	132,011	29.7
資本的収支	129,816	225,966	3,853	3.0	105,438	46.7

平成27年成人式

▼日時 1月11日（日）13時～（受け付け12時 記念撮影12時30分）
※記念撮影を先に行います。時間に遅れないように来てください。

▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼内容 記念撮影、町長式辞、交歓会など

▼対象者 平成6年4月2日～7年4月1日生まれで、松前町に住民登録のある人
※対象者には12月上旬にはがきでご案内します。

※町外に転出している人も参加できます。希望者はご連絡ください。

新年賀のつどい

新しい年が、町民の皆さんと松前町にとってすばらしい年になることを願って、「新年賀のつどい」を開催します。

▼日時 1月5日（月）10時45分～12時（受け付け10時15分）

▼場所 文化センター
▼入場料 無料



●社会教育課生涯学習係

☎985―4135



●総務課広報情報係

☎985―4132

70歳未満

高額療養費の自己負担額が変わります

同月内で医療費を自己負担限度額以上支払ったとき、申請すると限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

平成27年1月診療分から、70歳未満の人の自己負担限度額が下表のように変わります。26年8月1日以降に限度額適用認定証を交付されている人は、12月中旬に新区分の認定証をお送りします。

【表中の用語の解説】

※1 総所得金額＝総所得金額－住民税の基礎控除額（33万円）

※2 4回目以降 過去12カ月に同じ世帯で高額療養費の請求が4回以上該当した場合の4回目以降の自己負担限度額



問 保険課医療保険係

☎ 985-4107

26年12月診療分まで(月額)

区分	総所得金額等（※1）	自己負担限度額	4回目以降（※2）
A (上位所得者)	600万円超	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
B (一般所得者)	左の区分A、C以外	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,000円
C (低所得者)	住民税非課税	35,400円	24,600円

27年1月診療分から(月額)

区分	総所得金額等	自己負担限度額	4回目以降
ア	901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

平成26年12月から
児童扶養手当の受給者を拡大します

これまで公的年金（※）を受給している人は、児童扶養手当を受給できませんでした。しかし、26年12月から年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分を受給できるようになります。受給するには役場へ申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※国民年金法や厚生年金保険法などの老齢年金、遺族年金、障がい年金、労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金、労働基準法による遺族補償

▶新たに受給できる場合

- ・児童を養育する祖父母などが低額の老齢年金を受給している場合

- ・父子家庭で、児童が低額の遺族年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

▶手当の支給について

手当は、申請の翌月分から支給開始となります。ただし、今回の改正で新たに対象となり、26年12月1日に支給要件を満たしている人が27年3月までに申請した場合、26年12月分から受給できます。

▶手当の月額 41,020円(全部支給の場合)

※所得に応じ、41,010～9,680円の一部支給となります。

※児童2人目は5千円、3人目以降は1人あたり3千円加算します。

問 福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114